

平成21年9月28日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	桑 原 允 彦
副 市 長	出 村 素 明
総 務 部 長	北 村 和 博
市 民 部 長	北 村 建 治
産 業 部 長	山 本 克 樹
建 設 環 境 部 長	北 御 門 敏 則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岩 田 輝 寛
企 画 課 長	藤 田 洋 一 郎
総 務 課 長	中 川 宏
財 政 課 長	迎 和 泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局長	田 中 一 枝
税 務 課 長	中 村 和 典
福 祉 事 務 所 長	峰 松 靖 規
保 険 健 康 課 長	打 上 俊 雄
農 林 水 産 課 長	森 田 利 明
商 工 観 光 課 長	松 浦 勉
ま ち な み 建 設 課 長	平 石 和 弘
環 境 下 水 道 課 長	亀 井 初 男
水 道 課 長	福 岡 俊 剛
教 育 委 員 長	藤 家 恒 善
教 育 長	小 野 原 利 幸
教育次長兼教育総務課長	田 中 敏 男
生涯学習課長兼中央公民館長	谷 口 秀 男
同和对策課長兼生涯学習課参事	中 村 信 昭
農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 手 清 治
監 査 委 員	植 松 治 彦

平成21年 9 月28日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 2 議案第67号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議案第45号 平成20年度鹿島市水道事業会計決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第57号 鹿島小学校北校舎改築工事（建築主体）の請負契約締結について（質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第58号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第66号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第 7 議案第59号 平成20年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第60号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第61号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第62号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第64号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計決算認定について
議案第65号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
（大綱質疑、決算審査特別委員会付託、閉会中継続審査）
- 日程第 8 閉会中継続審査申出（請願第2号「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。議案第66号及び議案第67号の2議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、補正予算1件、人事案件1件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第66号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、平成20年度分の消費税及び地方消費税の税額確定に伴い、委託料を4,964千円減額し、公課費を増額する予算の組み替えをいたすものでございます。

次に、議案第67号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、西香津美氏の任期が、平成21年10月10日をもって満了することに伴い、後任者として中島丈夫氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第66号及び議案第67号の2議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第66号及び議案第67号の2議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第67号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．議案第67号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。
お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第67号 鹿島市教育委員会委員の任命については、教育委員会委員とし
て中島丈夫氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第67号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

○副市長（出村素明君）

それでは、私のほうから紹介をさせていただきます。

ただいま議会の同意をいただきまして、教育委員に任命されました中島丈夫氏でございま
す。

中島さんのほうから、一言ごあいさつをお願いいたします。

○教育委員会委員（中島丈夫君）

私を御存じの方も多数いらっしゃるかもしれませんが、改めまして、ただいま御紹介をいただき
ました浜町北舟津の中島丈夫と申します。

ただいま同意をいただきまして、教育委員を務めることとなります。教職の経験とか子育て
の経験はありませんが、そういう経験のなさを立場にしたことで、教育委員の任務を微力
ながら果たしていきたいと思っております。

どうぞ御指導よろしくをお願いいたします。（拍手）

○副市長（出村素明君）

以上で紹介を終わらせていただきます。

日程第3 議案第45号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3、議案第45号 平成20年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

去る9月14日の本会議において決算審査特別委員会を設置し、これに付託されました議案第45号 平成20年度鹿島市水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

決算審査特別委員会審査報告書

平成21年9月14日の本会議において付託されました、議案第45号「平成20年度鹿島市水道事業会計決算認定について」は、9月16日に現地調査を行い、17日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長中西裕司君。

○決算審査特別委員長（中西裕司君）

それでは、決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第45号 平成20年度鹿島市水道事業会計決算認定については、9月16日を日程第1として、

- 工事番号第8号 広域農道母ヶ浦地区取付道路送水管布設替工事
- 〃 第13号 市道吹上・西堤線配水管布設替工事は図面による説明
- 〃 第12号 浜町伝統的建造物群保存地区消火栓設置工事
- 〃 第7号 下古枝水源地取水ポンプ取替工事
- 〃 第3号 市道馬渡・辻線導水管及び配水管布設替工事
- 〃 第1号 水道庁舎監視装置更新工事

について説明を受け、現地調査を行いました。

9月17日は日程第2として決算審査の概要報告、議案第45号の決算認定についての質疑・討論・採決を行いました。

慎重に審査を行いましたので、その経過について報告します。

まず、植松監査委員により、決算審査の意見書に基づき監査報告があり、審査の方法、結果について、事業の概要について、給配水状況並びに建設改良事業の状況等、また、予算及び決算状況、財政状況等の説明がありました。

結びとして、

1. 収益的収支については、有収水量について数年減少傾向が見られるが、給水人口の減や水道利用者の節水意識の向上及び節水型機器の利用の広がりがあり、今後もその

傾向は続くと考えられる。20年度給水収益が前年度と比較して、9,422,782円の減となっているが、これらの要因は少なからず影響している。

現年度分及び過年度分の水道料金の収納率は前年度と比較して、0.73ポイント減となっているが、純利益は前年度よりも6,742,620円の増となっている。収益は前年度より8,320,252円下回ったものの、費用が15,062,872円の減になったことによる。

2. 資本的収支については

国道・市道改良事業に伴う配水管新設及び布設替工事が実施され、水道庁舎監視装置の更新がなされている。これらの事業の財源は企業債への依存が大きく、今後も企業債償還や施設整備等に関する多額の資金が必要とされることも予想される。

今後の水道事業の運営に当たって、安定した収益の確保のため有収率、収納率の向上が重要であり、そのためには、施設の有効利用が必要であり、将来を見据えた収支のバランスに留意しながら、施設整備等に取り組み、余裕水の活用策などを検討し、安全・安心・安価な水道水を提供することにより、市民の信頼にこたえていただくよう要望するとの報告がありました。

次に、委員会審査の経過について、質疑の主なものについて以下概要を申し上げます。
質問 配水管の布設替工事が進んでいるが、耐用年数、年間の工事量、漏水状況は。

答弁 市内総延長198.664キロメートルのうち、年間1キロメートルから1.5キロメートルで全額約50,000千円程度計画的に施工している。耐用年数は40年間と考えているが、漏水等の偶発的な工事もある。早急に対応し、有収率を上げることを目指している。

質問 昨年度より3,264,581円未収金が増加しているが、今の経済状況の反映か。停止はふえているか。

答弁 平成19年度末で14,324千円、平成20年度末で16,070千円程度あり、世の中の不景気状況の影響があったのではないかと。停止の予告状を送る数はふえている。

質問 浜町の伝統的建造物群保存地区消火栓工事の1基当たりの工事費は。契約の相手方は。

答弁 1号消火栓が1基1,400千円、2号消火栓が1基1,300千円、契約の相手方が有限会社鹿島防災具店で、消防施設工事で発注しており、水道管からの引き込み工事は、下請で水道工事業者に発注されている。

質問 企業債が20年度末で3,878,168,726円あり、4%以上の利率がかなりある。低利率のものに借りかえを行うべき。

答弁 平成19年度から平成21年度までは借りかえを行う予定だが、それ以降は予定がない。政府債は条件が厳しいので、借りかえはできない。

質問 水道施設の耐震状況はどうか。また水源地までの事故等はなかったか。

答弁 蟻尾山や若殿分等は耐震だが、既存の施設は耐震ではない。今後つくる主要な施設

は耐震でいくが、すべて耐震では費用もかさむ。今まではない。市民の安心を図るため、安全管理に対するマニュアルを作成したい。

質問 給水人口の減、有収率の低下、老朽管等の取りかえによる設備投資の増により、水道料金の改定はあるか。

答弁 平成17年7月改定から約9年間経ている。今年は57,000千円程度の利益があり、今後の見通しだが、いましばらく純益があるようであれば水道料金の値上げまではしないのでいいだろうと考えている。

質問 水道料金について使用水量に応じて滞納状況の資料を提出してある。基本水量を見直して水道料金の引き下げを。少量使用者は単価が高くなる。

答弁 基本料金以上の方が、滞納が多いとは見ていない。利益が出ているわけではなく、有収水量が落ちれば減収も考えられ、料金の値下げということは考えていない。

質問 浜町伝統的建造物群保存地区消火器設置について、分離発注ができなかったのか。

答弁 分離発注が可能なものは、できるだけ分離発注していくのが、当然であるが、今回は消防施設として一式で発注している。基本的には考え方であるが、工事費も安くなる。

質問 下古枝水源地の取水ポンプ取りかえ工事で、ポンプの馬力により飲料水と農業用水とは仕様が違うのか。値段が高いのでは。

答弁 厚生労働省の諸経費の部分で違うのかと思う。調査をして報告したい。

質問 業務実績表の普及率について、86.2%だが、14%普及していないことになり、水道料金は徴収されていないことになるが。

答弁 第6次拡張事業の計画をしているが、今後の経費増や料金への反映、将来の不安もある。また簡易水道の利用者もある。休止状態なので、総合的な判断をしなければならぬ問題だと思っている。

質問 建設仮勘定の整理は、どうなっているのか。

答弁 今現在、水の供給に利用していない施設なので、利用するまでは本勘定に移行はせず、今の現状のままいくことになっている。

質問 繰り上げ償還払いで、その効果が幾ら出ているのか。その利益は利用者に還元されるべきだと思う。低目安状態があるので、経営環境のいいことを余りぬか喜びしないで、引き締めるべきである。

答弁 平成19年度から平成21年度まで、3カ年間で見込みの利率等を考えて、295,926,026千円の利潤が生じる。ほぼ縁故債の高利分は済んでしまう。その気持ちでやります。

以上、委員会に付託されました議案第45号 平成20年度鹿島市水道事業会計決算認定については、質疑終了後、討論、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 平成20年度鹿島市水道事業会計決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第45号は提案のとおり認定されました。

しばらくお待ちください。

日程第4 議案第57号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第57号 鹿島小学校北校舎改築工事（建築主体）の請負契約締結についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

議案第57号 鹿島小学校北校舎改築工事（建築主体）の請負契約締結につきまして御説明申し上げます。

議案書は（その2）の1ページ、議案説明資料は（その2）の1ページから3ページでございます。

鹿島小学校北校舎は、昭和34年及び35年に建築をいたしまして、現在、老朽化と耐震強度の不足によりまして、このたび改築するものでございます。平成21年度と平成22年度の2カ年の継続事業で取り組むものでございます。

契約内容等の説明に入る前に、建物の概要につきまして御説明したいと思います。説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

建物の構造は、鉄筋コンクリート地上3階建てで、面積は、延べ床面積が3,193.38平方メートル、建築面積が1,336.61平方メートルでございます。

建物の各階の内容でございますけれども、1階は普通教室、多目的教室、便所、家庭科室、

給食受け等で、2階は普通教室、特別支援学級、便所、図書室等で、3階は普通教室、便所、それと音楽室等となっております。

契約の方法につきましては、公募型指名競争入札の方法をとり、去る9月4日、資料にありますように、共同企業体5社により指名競争入札の結果、中野・中尾建設共同企業体が334,950千円で落札いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

なお、工期につきましては、議会の議決をいただいた日から平成22年11月12日までを予定いたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

1点だけ質問をいたします。

実は、先ほど公募型の指名競争入札だというふうなことで公募されておりますね。その際、公告という形でされておりますが、私がホームページで見ると3回ぐらいされているんですかね。1回、2回というのが、条件が整ったのか何かわからないけれども、その理由がちょっと私もよくわかっていない。3回の公告を比べてみると、指名業者の数がどうも5社というようなことに何かこだわっておられたような気がします。3回目については5社の規定がなかったというようなことで、市内の業者を育成するという意味で、市内に本社がある企業を中心に公募されたというふうなことで、地域限定があったりしております。最終的には武雄市、佐賀市内まで含むというような形になっておるようですね。

まず、公告というものについて、私はやっぱり重みがかかなりあるだろうという感じがするんですが、公告という考え方についてはどういうふうに解釈すればよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

特定建設工事の共同企業体の選択についての公告ということでの御質問でございますので、指名審査委員会を担当いたしております企画課のほうから、御答弁をさせていただきたいと思っております。

今回、議員申されましたように、我々といたしましては、こういう大きな工事でございますけれども、なるべく市内の業者の方に入札の機会を与えたいということから、まずは市内の方が参加しやすいような形での建設工事の共同企業体の入札を選択したということでございます。

そういうことで、まず要領でございますけれども、鹿島市建設工事共同企業体取扱要領第

10条では、こういう工事につきましては5社以上の共同企業体を指名することとなっておりますので、そういうことで1回目、2回目につきましては5社以上の共同企業体を指名するという形で公告を行ったということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そうすると、公告の条件の中に5社以上という条件を入れてあったということで理解していいですかね。だから、1、2回目については5社以上、これは申し込みがなかったから公告のやり直しをして、1、2回目はとにかく5社集まらなかったの、不問に——不問に付すというのはおかしいけれども、取りやめというんですかね、申請受付をしたということですか、しなかったということですかね。どういう意味になりますかね。締め切り期間があって、その間に申し込みが4社しかなかったと。だから、4社についてはどのような形の返事を——返事というのはおかしいけれども、どういう形になるんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

先ほど申しましたように、手続的には鹿島市建設工事共同企業体取扱要領の中で明確にしているということで、その規定に、参加者数が1工事について5社以上の共同企業体を指名すると言っておりますけれども、その要領を受けまして、交付いたしました特定建設工事共同企業体による指名競争入札にかかわる告示の中で、参加者数が5社に満たない場合は入札を中止する旨明示をいたしております。そういうことから、参加者数が1回目、2回目につきましては規定に満たなかったというところから中止をしたということで、市内の業者の方につきましては文書等で入札中止の通知を差し上げております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

問題は3回目の公告だと思うんですよね。条件として今回、ちょっとこれは確認なんですけど、私も見てくればよかったですけど、3回目は5社という項目がなかったというふうに私は記憶しているんですが、その点はどうだったでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

3回目の公告につきましては、先ほど議員申されますように5社以上の基準というものを公告からは外しております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

1、2、3回として、1、2回は5社が集まらなければ入札を中止するという旨、3回目には5社という条件を外したと。そして、地域は広がっていますよね、鹿島市内から武雄市内も含む、そして佐賀市内も含むというような形ですね。領域は広がっていると、5社の規定を外したと。何で外したんですか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

鹿島小学校北校舎改築工事に関しては、この建築主体ばかりではなくて、電気設備とか、あるいは機械設備も含めまして、鹿島指名審査委員会の中では、できるだけ市内企業への発注枠の確保ということを念頭に入れながら議論がなされてきたものでございます。しかし、そのためには当然として、財務規則などの各種法令との整合性が絶対条件ということでございますので、そこを踏まえての議論とならざるを得ないということであったということでございます。そのことから、1回目と2回目につきましては規定どおりの運用を行ったと、議員御質問の5社という縛りを入れてきたということでございます。

じゃあ、3回目に何で外したのかという御質問でございますけれども、1回目と2回目と違いまして、再々公告を実施するに当たりましては、やはりどうしても工期の確保の関係から、次に4回目の公告を行う期間が実質的にとれないということが、まず1点目あります。

また、地域要件をですね、先ほどから議員申されますように一番最初は絞って絞って、まずは藤津郡、その次の2回目に武雄市まで、3回目、今回の最終は佐賀市まで広げたということから、要綱に定める5社以上の企業体の確保は可能と判断したという、この2つの理由から、再々公告につきましては参加者数による入札条件を外したということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

地元主導の、地元の企業のいろんな育成、私も常日ごろずっと言ってきておりますね。最低の問題を含めて言っておりますが、何か理由がいまいちしっかりしない。1回目、2回目はわかりますよね。そういう縛りがあるって、いろんな規則とか政令に応じてしなきゃいかんかったと。どうも業者が、4社はそのままといいますか、4社はあったわけですよね。だから、1社足りなかったということで3回目があるわけですよね。

そういう意味で、どうも外した理由がですね、確かに工期が迫っているというふうなこともあるんでしょうけど、1カ月以上おくれて——おくれたのは1カ月で言わんですかね、最

初からのことを考えれば。もう少し市内の企業の建築一式の工事業者の実情とか、そういうのは恐らく当初から理解されていたような気がするんですけど、そういうことはあんまり勘案しなかったということになりますかね。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

この手の予定価格でいきますと、通常の指名競争入札にいたしますと8社以上の要件が必要になります。そうなりますと、完全に鹿島市だけではできない、県内いっばいに指名業者を広げないと入札の機会ができないと。そういうことから、るる私が申しておると思いますが、とにかくできるだけ市内企業への発注を確保したいということから、まずは建設共同企業体の選択をしたと。ただ、そうは言っても要綱では5社以上必要であるというふうになっておりますので、それに準じた取り扱いを1回目、2回目と行ったということになります。

3回目につきましては、これは先ほどから申しますように、やっぱり工期がもうこれ以上になりますととれません。結果的には5社となりましたので、入札ができたわけですが、そこでもならなかった場合には、その時点で、指名審査委員会の中でどういう議論がされるのかはわかりませんが、どういう議論で結論が出されるかわかりませんが、その要綱からは外して枠を広げて確保できると。指名審査委員会の中ではそういうことで判断をして、3回目の公告からは入札条件を外したということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

要綱というのは、その時その時で変えてよろしいと私は思いますけどね、実情に合わない要綱はやっぱり変えていくべきだと思いますが、その前もですね、じゃあ3回目に5社来なくて、3回目はとにかく来たならそれを全部入れるということになるでしょうからね。だから、2社であったら2社でやる、3社なら3社ということになるんでしょうけど、普通もう少し公告といいますか、そういう役所の行政行為については、そういうのも含めて、不平等感がないような形で取り扱いをお願いしておきたいというふうに思います。

もう1つですが、今回の落札率なんですけれども、実際どれくらいになりますか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

落札率は68.2%であります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

相変わらず鹿島市の工事については、それぞれちょっと低いなと心配をします。原因はどっちにあるんですかね。役所の見積もりの予定価格の積算が甘かったと思いますか。どっちだと思いますか。

○議長（橋爪 敏君）

答弁をお願いします。出村副市長。

○副市長（出村素明君）

見積もり額については、適正に見積もりがされたものと判断いたしております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

市の発注の工事について、どれくらいの歩掛かりといいますか、建築、土木それぞれ違うんでしょうけれども、一般管理費、現場管理費を含めて大体何割になるのか。その分が地元の企業のサービスと、あとは直接工事費と。ただ今回、68となると、どうも直接工事費の価格よりかちょっと低いような感じがします。ひいては、工事の品質という問題についてどのように——いわゆる施工管理ですよ、適正価格だと思うならそれはそれでいいんだけど、役所の見積もり価格も大丈夫だと、間違いないということであれば、その開きはどこにどういうふうにしわ寄せがいくかということになるろうかと思います。そういう意味で、施工管理というのは非常に大事なんですが、実際、鹿島市の施工管理というのはできますか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

施工管理は厳正にやっていきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

だから、それでいいんだけど、要するに施工管理をだれがするかということなんです。建築一式でしょう、それ相応の能力がなければなかなか難しいと思いますね。役所の中で事務屋が施工管理できないでしょう。それだけの専門的な人がやらないかんだろうと思います。それは具体的にはどうですか、役所の中でできますか。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

当市には1級の建築設計士がおりますので、十分対応できると思います。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

職員の中に1級建築士の資格を持っておられる方がいるということなので、今、副市長言われたように、その方が十分な施工管理をするということで了解をしたいというふうに思います。

もう1つ、予定価格から落札価格までかなり開きがありますよね。残ったものはどのような形になりますでしょうか。返上するようになるのか、他に流用できるのかどうか。それはどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

基本的には他の事業には使わないと、減額するということになります。（発言する者あり）だから、返還というか、変更申請になると思います。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

手続はいろんなことがあるでしょうから、それはそれで間違いのないような形でしていただきたいと思います。

私は持論として、この不景気の中で、不況の中で、地元の業者の技術力、特に建設業の場合は単なる物売り商売とは違うんですよね。右から左に商品を移すだけじゃない。建設業というものは一品生産なんです。しかも、現場なんです。何回でも同じものをつくるということじゃないんですね。一品生産で、現場で、しかも技術を蓄えていないと一朝一夕にできるものではないんですよね。

そういう意味では、やはり今後の、建設業界だけじゃなくいろんな方面での、これはこの前も建築士のほうで何か最低価格のほうを陳情書が出ておりましたが、そのようなことで、いかに地元の業者の技術力を、ひいては今後のためにも高めていくかという重要なものであろうというふうに私は理解をしております。当局の発注の仕方については、今後も見守っていきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの件について、二、三点お尋ねをしたいと思います。まず第1点目は、先ほど、3階の建物で各階の教室その他の配置の説明がありましたが、私がちょっと聞き漏れたのかもわかりませんので、再度お尋ねをいたしますが、たしかトイレの設置は1階だとおっしゃったと思いますが、2階、3階についてはトイレの設置は計画されていないのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

今の御質問にお答えしたいと思います。

2階、3階も便所は設置をする予定でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それから、トイレの件ですが、当然、水洗化でされると思いますが、その辺はそういう形になっているんでしょうね。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

現在の小学校も公共下水道に設置しております。当然、水洗になります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次にお尋ねいたしますのは、2階に特別支援学級を設けるという説明だったと思いますが、例えば、特別支援学級には心身両障害、その他条件、そこに入らなくちゃいけない子供たちが入ると思いますが、2階の設置ということになりますと、いろんな面で不便さもあるんじゃないかなと思いますが、その点については支障はないのでしょうか。特別支援学級は2階だけですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

特に大きな支障はないと考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

大きな支障はないということですが、例えば、通常の教室にも車いすなどを利用しなくち

やいけないというような条件が出ることもあると思いますが、特に特別支援学級などというのは、そういうことも考えておかなくちゃいけないと思いますが、そういう面でも支障のないような構造になっているのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

現在もこういった支援学級についてはありますので、それと同等以上にはよくなると思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

特に心配をするのは、車いすなどの利用があった場合のときの構造、それから、2階ですから、これは学校施設、エレベーターがつくのかどうかわかりませんが、その点については今回は階段のみですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

今回は階段のみでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、階段のみという御説明ですが、そういうことになりますと、例えば、先ほどから私が申し上げておりますように、車いすの利用とかいうこと、車いすまで利用しないにしても、障害を持つ子供たちの利用ということになりますと、非常に階段だけでは困難な分もあると思うんですよね。これは特別支援学級を利用する子供だけじゃなくて、例えば普通の子供たちも、どういうことがあって、けがその他でそういうことになるかもわからないわけで、せっかくこういう新しい学校の建設があるわけですから、その辺も含めた対応が私は必要じゃないかと思うんですよね。最近はいろんな形で障害というのがふえてきている。これは子供だけじゃなくて大人もそうですがね。せっかくですから、そのように対応できるようなことは考えられていないのかどうか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

1階で幾らか弾力的に運用できるような教室を予定しております。したがって、将来的にはエレベーター、そういったものもスペース的には一応とってはいるんですけども、当面は今説明したような状況でスタートをさせていただいて、運用の工夫で、特別にそういうお子さんに対しては支障がないように、与えられた施設の中で運用していきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私が心配しているようなことが起きるかもわからないということをお考えだから、特別にそういう対応もできるようにしていますというお答えだったと思うんですね。ないとは言えないわけですからね。そういうことなら、最初からそういう対応ができるようなことで出発はできないのか。例えば、何で特別支援学級を2階に持っていかなくちゃいけないのか。例えば、そこだけでも下にあつたらまた違った形になるんじゃないかという気がしますが、その辺いかがなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

特別支援学級と申しますのは、肢体的に不自由な方もいらっしゃいますし、また、ほかの情緒障害とかそういうのもおられます。だから、身体的な状況の方、あるいは、みんなに対応できるような意味で、できたら1階のほうが望ましいのではなかろうかということですね。それで、予定としましては、管理棟のほうもうまく使いながらということで併用していきたいと思っておりますので、おっしゃるような趣旨については、スタートからそういう構えをしていけばいいんじゃないかということですけども、両校舎ありますから、その辺は、先ほど言いましたように弾力的に工夫をしていきたいと思っておりますので、支障は特別ないようになっています。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の件で支障がないようにということですが、それは何でも事故が起きたり支障がないようにということでは考えられているわけですが、いざそれに対応するときになっていろんな問題が起きるわけですね。何で特別支援学級を2階に今のところ配置しようとなさったんですか。2階に持っていった要因というのは何なんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

おっしゃるように、特別支援学級は2階に予定をしております。ただ、特別に支援を要する子供というのは各学級にも存在するわけですね。1階というスペースがどうしても限られますので、できるだけ低学年を下におろすわけですが、3学級今あるんですけれども、それが2学級になったりします。例えば1階を、3教室あったら真ん中の教室を併用するような格好でします。したがって、一応2階を主にしていますけれども、空き教室をそのようなことに運用もしていくということで予定しておりますので、そういう意味で、一応本体は2階に置いておりますけれども、運用という工夫で当然できる施設として整えているというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に、先ほどエレベーターのお話をしましたら、そういうスペースはあるようなお話でしたね。エレベーターが非常に高くかかることはわかるんですが、今回3階の建物ですが、給食を運んだりするというようないろいろな問題もあると思いますが、先ほどから言っていますように障害、例えば、けがをした子供たちとかなんかも出てくると思いますが、そういうスペースがあるようでしたら、私は最初からエレベーターのとりつけも当然じゃないかと思いますが、大体ここにエレベーターをとりつけると考えて、どれくらいのお金がかかると思いますか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

金額的にはちょっと今調べておりません。申しわけございません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回は計画がありませんが、私は早い時期にそういう設置が必要だと思いますが、スペースがあるということでしたら、そういう形でしていこうというお考えなのであると思いますが、その辺について具体的に、何か年次計画とかなんかがあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

将来的につくるための確保をしまして、年次計画等は今のところつくっておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

将来的にということなら、もう期限はありませんからね。ぜひ私は早い時期に計画を立てていただいて、取り組みをしていただきたいという気がします。これは要望にかえておきます。

それから次ですが、今、冷暖房の問題がいろいろ学校施設も出てきておりますが、今回の施設については、冷暖房についてはどのようにお考えになっているのか、お答えください。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前11時2分 休憩

午前11時2分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

空調設備ですけれども、音楽室、図書室、多目的室を今計画しております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

俗に言う特別教室だと思いますが、ほかの普通教室については全くお考えは——例えば冷房だけだとか暖房だけとかのお考えはないのか。それとも、先ほどのあれじゃありませんが、行く行くはというような状況でそういう対応ができるのかどうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

普通教室については、計画はございません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

計画はないということですが、対応できるようにはなっているのでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

詳細のほうは、ちょっと私わからないんですけども、多分なっていないと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

子供たちに、よりよい環境の中で教育をやっていくというのは大事なことだと思いますが、私たちの小さいころは、暖房とか冷房とか言う「我慢せんば子供は」と、「強うならんば」というような、そういうことで言われてきたと思います。——教育長も笑われて、同じ年代ですからね、そういうことだったと思いますが。

ただ、私たちのころは、家庭においてもそんな寒いときだって暖房はない、少々の部屋にも火鉢が1つ置いてあるくらい、おこたが1つあるというようなそういう状況。それから、いろんなところに行っても、そんなに恵まれたそういうものじゃなかったと思うんですね。ただ、今はそうじゃないですね。もう本当、各家庭、ないところもありますが、よっぽどのところでは冷暖房が完備されていて、やっぱり学校に行ったときには急に環境が変わるというような状況があるわけで、やっぱり今の時代に即した環境づくりというのは大事じゃないかと思うんですね。

最近のように、インフルエンザなどの流行などという、いろんな環境の急変なんかもあるわけで、そういう場合にやっぱりちゃんとした環境づくりをやるということが私は大事なことだと思います。今おっしゃったように、全く考えられてもないようですので、これに対する御答弁は要りませんが、ぜひそういう形での取り組みというのも私はお願いをしたいと思います。

次に行きたいと思いますが、今回の教室はそれぞれが孤立した教室になっていると思います。以前までの学校づくり、北鹿島小学校とかはオープン教室、もうそれじゃなからんばいかんというような——極端に言えばですよ、そういう形でオープン教室がなされてきたと思います。

ところが、今回の場合は孤立した教室だと思います。ということは、私はオープン教室は最初から余り好きではありませんでしたし、その後も、学校を見に行ったりいろんなことで対応しておる中で、やっぱりオープン教室はだめだなと私は思ってきておりましたし、今でも思っておりますので、孤立した教室でよかったなと思いますが、教育委員会としては、オープン教室が絶対よかったらオープン教室にされたと思いますが、その辺はどのように——。

学校も流行がありましてね、大型ばしないといかんとか、小さくしたほうがいいとかいろいろありまして、その時代でどう乗るかで、つくり方、運営が違いますが、その辺についてはいかがお考えですか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

御承知のとおり、北鹿島小学校と明倫小学校がもう20年ぐらいになりますかね、当時オープンということで、全国的に一つのはやりもあったかもわかりません。しかし、当時の教育の背景とか流れ、あるいは、やっぱり財政上の問題もあったかと思います。総合的に検討されての建設であったということで、私が来たときにはもう既にあったわけですけども。以来、両校において建物のメリットを生かす教育実践というのがなされていることは事実ですね。こういう建物だから、それに合う教育をして成果を上げようと。これは当然です。従来の私どもが箱型で経験してきているわけです。それはそれで、やっぱりその建物に沿う教育が実践されてきているわけですね。だから、それぞれが創意工夫の中で一定の成果が上がってきているものというふうに私はとらえております。今のところは、そういう分析をしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

オープン教室が余りよくなかったから個室にしましたということは、もちろんそれぞれよさもあったと思いますが、やっぱりオープン教室は、それを進めるときに言われたような形では成果が上がっていないんじゃないかと思いますがね。

今後のことで、まだ北鹿島、浜もできてそのままですが、これから先の教室というのは、やっぱり今のような個室した教室という形での考えで取り組んでいかれるわけですか。まだ具体的な目的はないと思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今回の鹿島小学校のつくりは、今おっしゃるようにオープンか箱型かと言いますと、どちらかという箱型ですね。しかし、オープンも箱型も双方の機能をあわせ持った機能、いわゆるセミオープンという形で今回考えております。つまり、教室と教室の仕切りは固定して動きません。廊下と教室の間仕切りは稼働式です。したがって、オープンにもなります。だから、完全に明倫小のような形でもないし、今までの鹿島小学校のような形でもないし、その両方の機能をあわせ持った、いわゆるセミオープンということを考えております。

これは、鹿島小学校を最も熟知しておられる先生方、保護者等から、やっぱりその意向を第一に踏まえまして、鹿島小学校の子供の実態に沿う形が一番よかろうということで、十分現場の意見を聞いて、そういう結論に至ったということです。今後については、そこそこの実態等を踏まえながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

一部はオープン的なところもあるということですが、そういうことになりますと、職員室といますか、一つのまとまった職員室がありますが、オープン教室のところはそれぞれ学年で先生方がお集まりになる部屋がありますね。今回もそういう形をとられているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

議案説明資料の2ページをごらんいただきたいと思いますが、この中で、今回の北校舎の配置箇所と既存の建物を「既存管理棟」と「既存東校舎」ということであらわしておりますけれども、職員室はこの既存管理棟にございます。したがって、明倫小とはちょっと違います。従来型になると思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移りますが、今回、新校舎がつくられるわけですが、既存の管理棟と東校舎との関係、ここは全く今のままで手をつけないということですか。あと手を入れるとかいう、そういう計画もあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

北校舎の完成後は、東校舎のほうは解体をする計画でございます。したがって、管理棟と北校舎になると思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に行きますが、今、北校舎の横には、今までのところには学童保育所が設置されていましたが、これからは学童保育所もまた手をつけられていると思いますが、具体的には学童保育所の関係はどうなるんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

松尾議員の御質問にお答えします。

学童保育につきましては、従来の北校舎の一部で使用をしておりましたけれども、今年度の当初予算の中で新築移転ということで、従来、遊具等があったところで建物をつくって、7月の中旬以降、下旬ぐらいから引っ越し等を行って新しいところで開設しております。以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

最後にしますが、北校舎の自動車学校側のほうですね、あそこは今、塀がありますね。あれは昔からずっとそのままになっていると思いますが、ああいう周りの設備というのは、そのままの状態でいかれるんですか。手入れをするとか、そういうのがあるんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

石の塀ですね、あれは平成2年に私、市長に就任しましたが、当時あれをどうするかという話がありまして、ほかに我々が小さいころ通った小学校の面影というのが残っていませんので、これはぜひそういう記念碑的な意味でも残しておこうという決定をしておりますので、そのように取り扱いたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市長も私と同じ年代ですから、私もあそこが母校ですが、もう残ったものは全くありませんね。あれだけです。だから、安全面でいろいろある場合は仕方ありませんが、ぜひあそこは、あれはもう年数は大分なるんでしょうね。そういう意味でも残していただきたいという気がありましたので、質問したわけですね。あそこは余り高くはありませんので、倒れるとかいう危険も余りないと思いますし、私たちはあそこを越えると校長先生の頭ば越えたといって立たされた経験もありますが、そういうくらいに懐かしい場所です、こういうことは懐かしいとか云々で取り扱いはできませんが、ぜひそういう形で残していただきたいことを申し上げまして、終わりにしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

2点お尋ねをいたします。

そのうちの1点目は、公共事業の発注の基本姿勢にちょっと一貫性の疑いを持ちましたので、お尋ねをしたいと思うんですが、従来、公正性を確保するという観点から、規定を厳しくといいますか、要するに、この事業規模であれば8社以上の指名をとることのように、小さな発注工事まで含めて、場合によっては水道事業なんかでよく見られますけれども、市外からの入札も業者数を確保するために指名をしておると。一方、他市から来られる業者さんの地元では地元以外の業者は入札に参加させていないと、そういう意味じゃ他市に当市はかなりサービスをしておるわけですね。これは公正性を確保するという基本的な入札指名のあり方の基本姿勢で今日までこられたと思います。

今回の場合は、共同企業体を公募公告という形をとられて、1回目、2回目ともその特例にも満たし得なかったと――5社の特例ですね、4社しかないということで、3回目に何とか5社にたどり着いて、特例には何とかかかったということで、この5社で発注をされたと。

先ほどの担当課長の説明によりますと、今回は地元育成の観点からというふうにおっしゃいましたですね。地元観点を発想があるならば、初めからそういうことでやればいいいわけで、この事業に限って何で地元育成というのが柱に座って5社による入札をされたのか。ここら辺の基本姿勢が、ちょっと一貫性を私は疑いましたので、今ここに立っておるわけなんです、そこについての説明をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

従来から、工事の発注については地元を基本ということは変わりありません。今回に限ったことではありません。たまたま水道とか特殊な工事については、その資格の業者の絶対数が鹿島にはいないということから、公平性ということも含めて、できるだけ多くの業者に参加していただくという基本から市外に及ぶこともあります。

今回の建築工事につきましては、基本からいきますと、1億円以上の工事についてはA級で8社以上、これは原則です。しかし、鹿島にはA級の業者は5社しかありませんので、今回、B級まで含めた共同企業体という方式をとりました。この共同企業体の発注要綱の中にも、基本的には建築工事については、2億円以上の工事については共同企業体方式をとるというのがありますし、その中の1社については必ず市内の業者を入れると、しかも5社以上だという要綱がありますので、その要綱に従って今回発注をしたわけで、従来の工事の発注と全然変わるということはない。基本的には市内の業者を基本にと、これは頭に常に置いて発注をしているということでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

もちろん、私も最後の落としどころは、この際、地元発注を大原則に発注を考えたかどうかというところで引き下がる、要望を添えておられるつもりではあったんですが、であるならば、今回も基本に従って、8社の業者の入札参加者が決まるまで公募広告を続けて8社確保というのが従来の姿勢じゃないんですか。場合によっては、県外まで含めてそういう形を今までとってきたんじゃないですか。今回だけが特例適用して5社と言っているんでしょう、そこを聞いておるんですよ。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

最近の工事の状況で、2億円を超える発注の事業というのはなかったはずですが、最近では、今回の鹿島小学校の建築工事がそれに該当したと思いますけれども、先ほど申し上げますように、これは等級の資格がありますね。A級、B級、C級、D級というのがありますが、基本的には1億円以上の工事については、A級8社以上というのがまずあります。それと同じ取り扱いの中で、2億円を超える建築工事についてはJV方式でいくという要綱もあります。しかも、その中では——これは特例じゃないです、要綱として5社以上の共同企業体を必要とするというのがありますから、それを今回適用して公告をしたということです。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

どうもまだぴんときません。JVを組ませて発注をする、それは地元の企業を抱き合わせて地元企業育成という観点を今度前面に立てて、その特例を活用されたということではありましようけれども、その従来の競争原理に基づく発想からすれば地元企業の5社ですか、建築工事の業者が該当するのが。プラス3社ということになるんじゃないですか、従来の発想だったら。

だから、私は今回のほうがいいと思うんですよ。地元をできるだけ入札機会をふやしていくと、地元育成という観点、そういった点で2つの選択肢があったうち今回こういう選択肢をとられたと。これは従来の発注のあり方と、少し意味合いが方向転換をしつつあられるんじゃないかと。そういった意味で、私は一貫性の問題ということで今お伺いしておるわけです。いま少し整理をして、説明ができればしてください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいまのようなことに私は余り関与したことはございませんが、原則これから8社というところで私が指導をしていきます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今市長は、私が肯定じゃなくて否定したいほうにやっていきたいというふうに言われましたけど、それはぜひ改めていただいて、地元の業者を愛していただきたいというふうに思います。これは桑原市政の方針かもわかりませんが、私はそういうとらえ方じゃない方向で、地元を大事にしていきたいと要望を申し上げておきます。（発言する者あり）

自席で市長、抗議じみた話を副市長とするんじゃないで、今の答弁に訂正があれば答弁席に立って答弁をいただきたいとします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいま説明をしていますように、できるだけ地元ということで、ベクトルはそっちに向いているんです。ベンチャーを組んだ場合に5社以上という要綱もあるから、これを適用したという説明をしている。それを、8社以上が原則じゃないかと言われれば、それはそれでいいですよと、そういうふうにしたましようとは私は言っているんです。我々の気持ちはあくまでも地元優先ということでやってきたのに、何でそういう意見になるのかと疑問を持ちます。だから、そういう反対の意見がないように、8社を通せばいいという理屈になるから、そのように言ったんです。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

私の質問の揚げ足を取ったような公式見解を最後に出されるというのは、ちょっとやっぱり市長としては無礼がひど過ぎると思いますね。地元育成という観点から、私は基本的な立場でそうした方向を今後進めていくべきではないかと。2つの選択肢があった場合、今度の場合はそうした地元を加えて、ベンチャーを組んで、地元で事業が落ちるよという、そういう方針をとられたわけですから、そういったことで今後の事業発注についても展開をされたらどうかという趣旨での質問をしておるわけですので、そこは理解をいただきたいとします。

それから、これは具体的な中身ですが、委員会でも説明を受けておりますので、全体的に概要は承知をいたしておりますが、契約金額が334,950千円、それに対して先ほども答弁があつておりますように、予定価格は491,289千円ということで、落札率が68.2%というこ

とで説明をされておりますけど、一般的に土木工事と建築工事を比べてみた場合に、諸経費の割合というのは、土木のほうは非常に、先ほど現場論もありましたけど、要するに現場中の現場というものもあって、事前の仮設工事から後の現場管理まで含めて、土木工事の場合と建築の場合は違うという観点からでしょうけれども、土木のほうが比較的、諸経費というのは、率というのは高いというふうに私は認識をいたしております。

そういう中で、68.2%でこの建築主体工事が落札、契約をされたということですからけれども、これは、もしや直接工事費を割り込むようなパーセンテージになっていないのかどうなのか。直接工事費を割り込むということになれば、そこに使われるあらゆる資材から人件費に至るまで、どこかにしわが寄ってこないかということに相なるわけでございますが、この68.2%というのは、全体の設計額に対して直接工事費を割り込んでいる額かどうか。その辺について当局の説明をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

ここで10分程度休憩します。11時40分から再開をいたします。

午前11時31分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開をいたします。

午前中はこれにて休憩をいたします。午後1時から再開をいたします。

午前11時42分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

12番議員の質疑に対する執行部の答弁を求めます。田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

午前中の質問で、直接工事費を割っていないかという御質問でございますけれども、割っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ありがとうございました。直接工事費を割るということになれば、今後の工事の品質管理という点では、やはり格段の配慮が必要だろうというふうに思っております。

午前中のやりとりの中で、建築士もちゃんとおられますし、そういった点では安心いたしておりますけれども、やっぱりすぐれた技術を持たれた業者さんばかりですので、そういった心配は余計な心配に当たるのかもわかりませんが、直接工事費を割っての受注ということになりますので、やはり施工管理については業者さんのほうとも十分連携をとって、所期の規格に合う建築主体工事が完成することを願っておきたいというふう思っております。

もう大変古い建物で、特に校区内の関係者の皆さんには期待が大きい施設でございます。そういった点で安全にも十分配慮をされて、所期の建物が完成することを期待したいというふうに思いますが、割っておるといのはどの程度割っておるのか。直接工事費の額面についてはいかがですか。どの程度の直接工事費で設計をされておるか、そこら辺お答えいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

率がどれくらいかということでございますけれども、徴集をいたしております内訳書の見積もりについては、法人の個人情報に該当する場合がありますので、相手方の同意があれば開示ができますけれども、今の時点では同意を得ておりませんので、数字については差し控えさせていただきますと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

行政が設計をされた工事の単価、あるいは今私が申し上げておりますのは、工事単価の積み上げの結果による直接工事費ですね。行政情報だろうと思うんですね。個人情報ではないと私は見ますが、それを個人情報という扱いにされるのはどういうことなのか。

過去、設計単価等について本議会でもお尋ねをして、最終的には一般市民が行われます情報公開制度にのっとって申請をしたら開示されたといういきさつもあるわけでありまして、行政が管理している情報であって、これを個人情報で先方の同意が要するというのとはちょっと直接は結びつかないような気が、私は素人判断でいたしておるんですけど、ちょっとそこら辺、御説明いただけますか。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後 1 時 5 分 休憩

午後 1 時 5 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

情報公開制度の中で、不開示情報というのが決められております。これは第 7 条の中の第 3 項に、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより事業運営上、支障を来すおそれがあると認める場合は不開示情報とするという規定がありますので、私たちも原則は開示情報だとは思っております。ただし、こういうこともありますので、念のために、やはり提出をされました見積もり者からの同意が必要であろうと判断をしております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

請け負われた業者は、もちろん請負額との絡みで経営上の情報になるのかもわかりませんが、設計価格をこの議会でただされたときに、行政情報という基本はこっちに置いて、そっちのほうを先に持ってこられる論理というのは、ちょっと私もわかりにくいような気がします。そこは十分ひとつ検討をしていただいて、なぜその額面まで私がお尋ねをしたいのかといえば、直接工事費をどの程度割って今度の工事に携わっていただくのかというのは、やっぱり今後の施工管理に大きな影響を与える数値だろうという思いがありますので、どの程度割られた上でも企業努力によってペイできるようなものなのか、そういった客観的な判断をしたいからそういうふうなお尋ねをしておるんです。ここは今やりよっても押し問答、やったりとったりで何時間やっても一緒のような気がしますので、できるだけ後に、所掌の委員会等にでも結構ですので、御提示をいただけるような方向で検討いただくように、この際お願いをいたしておきます。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 鹿島小学校北校舎改築工事（建築主体）の請負契約締結については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第58号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

それでは、補正予算書と議案説明資料に基づき説明をいたしますので、お手元に御準備ください。

議案書は2ページとなっております。

議案第58号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

それでは、お手元の補正予算書（第5号）をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に26,250千円を追加し、補正後の総額を12,108,649千円といたすものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから3ページまでは、今回の補正の集計表でございます。

4ページをお開きください。

4ページ、5ページは、事項別明細書となっております。

今回の補正は1件1事業のみでございますので、別冊の議案説明資料（その2）で御説明をいたします。

議案説明資料の4ページから6ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。

7ページをごらんください。

上段が歳入となります。歳入の節は高齢者福祉費県補助金。予算名称といたしましては介護基盤緊急整備等臨時特例交付金として、今回26,250千円の補正をいたしております。

下段の歳出は、地域密着型サービス施設整備事業に26,250千円を補正いたしております。財源といたしましては、全額県補助金となっております。事業の内容は、右の事業概要欄に記載をしておりますとおり、市内の医療法人が建設されます小規模多機能型居宅介護事業所

建設補助に充てるものでございます。緊急性がございましたので、今回追加補正としてお願いをしたところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第66号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6、議案第66号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

議案第66号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

初めに、おわびを申し上げます。本来であれば、今回の補正につきましては9月議会当初提案をしておくべきでありましたけれども、このような形で提案することをおわび申し上げます。

それでは、御説明を申し上げます。

この消費税及び地方消費税につきましては、例年、税務署のほうに申告をいたしておりますけれども、これまでは通常還付となっておりましたので、今年度も同様と思い込み、予算措置をとっていなかったところでもありますけれども、今回は平成20年度に起債の繰り上げ償還を行いました。この財源といたしまして、一般会計より通常の年よりも約170,000千円程度多く繰り入れをしたところでもあります。この繰入金下水道事業の課税収入というふうな

ことになりまして、消費税額がこれまでの還付から4,946千円の課税となったところであります。その予算措置をいたしておりませんでしたので、今回補正をお願いするものであります。

その財源といたしまして、議案第66号補正予算（第3号）説明書の4ページのとおり、1款．公共下水道費、3目．浄化センター費の委託料が、ほぼ事業が確定いたしておりましたので、現在の執行残より4,946千円を1目．総務管理費に組み替えをお願いするものであります。

以上で説明を終わりますけれども、よろしく願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります

採決します。議案第66号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第66号は提案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

日程第7 議案第59号～議案第65号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7．議案第59号 平成20年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての7議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。岩田会計管理者。

○会計管理者（岩田輝寛君）

議案書の（その２）の３ページから９ページをごらんいただきたいと思います。

議案第59号から議案第65号までの平成20年度鹿島市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、歳入歳出決算書により御説明を申し上げます。

なお、各会計の概要につきましては、主要成果報告書、また監査委員から提出をいただいております決算意見書にそれぞれ主な事業の成果、決算の分析について掲げてありますので、私のほうからは、歳入については不納欠損額、収入未済額について、歳出については不用額を中心に説明をさせていただきます。

初めに、一般会計について申し上げます。

決算書の51ページをお開き願いたいと思います。

一般会計の歳入合計でございますが、当初予算額11,168,000千円、補正予算額1,738,401千円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額17,457千円で、予算現額計12,923,858千円でございます。これに対しまして、調定額が13,331,196,635円、収入済額は12,618,166,838円で、予算対比では97.63%、調定額に対する収入割合は94.65%というふうになっております。

23ページをごらんいただきたいと思います。

1款．市税の収入状況でございますが、1項1目の個人市民税で、現年課税分の収入未済額は906件分で32,774,634円となっております。滞納繰越分の不納欠損額は275件分で6,868,642円、収入未済額は1,879件分で70,136,422円となっております。

次に、1項2目．法人市民税では、現年課税分の収入未済額は10件分で825,900円となっております。滞納繰越分の不納欠損額は5件分で320千円となっております。収入未済額は24件分で1,726,900円となっております。

次に、2項1目の固定資産税でございますけれども、現年課税分の収入未済額は794件分で48,275,950円となっております。滞納繰越分の不納欠損額は274件分で17,087,104円、収入未済額は2,014件で178,133,257円となっております。

次に、3項1目の軽自動車税でございますけれども、現年課税分の収入未済額は419件分で2,695,700円となっております。滞納繰越分の不納欠損額は152件分で1,118,900円、収入未済額は808件分で5,037,200円となっております。

次に、28ページをごらんいただきたいと思います。

11款．分担金及び負担金、2項．負担金、1目．民生費負担金、3節．児童福祉費負担金の不納欠損額は3件分で161,100円、収入未済額は201件分で17,452,350円となっております。これは保育料でございます。

次に、同じページの2目．農林水産業費負担金、いわゆる国営多良岳開拓建設事業受益者負担金でございますけれども、収入未済額が13件分で4,726,632円となっております。これにつきましては、事業年度開始から相当な期間が経過をいたしております。今後とも債権の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、29ページの12款．使用料及び手数料、1項．使用料、1目．総務使用料、1節．総務管理使用料の収入未済額は1件分の489,690円となっております。これは公の施設に係る行政財産使用料でございます。

次に、30ページをごらんいただきたいと思います。

3目．農林水産使用料、2節．水産業使用料の収入未済額は1件分で217,910円となっております。これは漁港用地占用使用料でございます。

5目1節．道路橋りょう使用料の不納欠損額は4件分で55,450円、収入未済額は23件分で322,380円となっております。これは道路占用使用料と公有水面使用料でございます。

3節．住宅使用料でございますけれども、収入未済額は152件で12,625,968円となっております。

次に、33ページをごらんいただきたいと思います。

13款．国庫支出金、2項．国庫補助金、1目．民生費国庫補助金、2節．児童福祉費国庫補助金の収入未済額1,064千円は、子育て応援特別手当の1件分でございます。

34ページをごらんください。

5目．商工費国庫補助金、1節．商工費国庫補助金の収入未済額49,875千円は、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金の1件分でございます。

6目．総務費国庫補助金、1節．総務管理費国庫補助金の収入未済額212,066千円は、生活対策臨時交付金等の3件分でございます。

次に、47ページをごらんいただきたいと思います。

19款．諸収入、5項6目4節の雑入でございます。収入未済額972,708円となっております。これは公の施設の電気料、水道料、それから生活保護費返還金、特別障害者手当返還金などであります。

50ページをごらんいただきたいと思います。

20款．市債の収入未済額48,000千円は、平成21年度へ繰り越した事業に係る道路橋りょう債と河川債でございます。

以上、歳入の不納欠損額及び収入未済額について申し上げましたけれども、続きまして歳出について申し上げます。

145ページをお開き願いたいと思います。

支出済額は11,909,259,974円で執行率92.15%、翌年度繰越額は831,542千円であります。この繰越額の内訳は、定額給付金交付事業513,191千円、道の駅鹿島整備事業86,375千円、単独市道整備事業43,000千円など計19事業の繰り越し分となっております。不用額は183,056,026円であります。

以上、歳入歳出差引残額708,906,864円から翌年度に繰り越すべき財源520,537千円を差し引いた実質収支額は188,369,864円となっております。なお、この実質収支額につきまして

は、202ページの実質収支に関する調書を御参照いただきたいと思います。

それでは、各費目の不用額について御説明をいたします。

戻っていただいて、53ページをごらんいただきたいと思います。

総務費から申し上げます。2款．総務費では54,698,653円の不用額ですが、これらの主な要因としては、積立金、賦課徴収費、事務費の節減等によるものであります。

69ページをごらんいただきたいと思います。

3款．民生費の不用額は50,926,537円となっておりますが、主なものは障害者、高齢者、また児童、母子家庭などに対する扶助費や医療費助成、事業委託費などでございます。

次に、83ページをごらんいただきたいと思います。

4款．衛生費は8,458,568円の不用額であります。主なものといたしましては母子健診などの委託料、また老人保健特別会計への繰出金の減などであります。

91ページをごらんください。

6款．農林水産業費は3,082,007円の不用額となっております。この不用額は各種事業に対する補助金の減、事務費等の節減によるものであります。

100ページの後段をごらんいただきたいと思います。

7款．商工費では5,585,072円の不用額であります。谷田工場団地造成・分譲事業特別会計への繰出金の減などでございます。

104ページの後段をごらんいただきたいと思います。

8款．土木費の不用額は14,946,162円でございます。不用額の主なものといたしましては、備品購入費、それから委託料の入札減によるもののほか、公共下水道事業特別会計繰出金の減が主なものとなっております。

次に、117ページの後段をごらんいただきたいと思います。

9款．消防費でございますが、2,442,157円の不用額が生じておりますが、消火栓工事等の負担金の減が主なものとなっております。

次に、120ページの後段をごらんいただきたいと思います。

10款．教育費でございますが、15,820,899円の不用額が生じておりますが、不用額の主なものとして各小・中学校、各地区公民館などの管理費、事務費などの節減によるものでございます。

144ページの中段をごらんいただきたいと思います。

4款．予備費（311ページで訂正）でございますが、2款．総務費へ190千円、3款．民生費へ2,062千円、5款——あつ、済みません。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後1時33分 休憩

午後 1 時 33 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

岩田会計管理者。

○会計管理者（岩田輝寛君）

済みません。144ページ、14款の予備費でございます。訂正をさせていただきます。2款、総務費へ190千円、3款、民生費へ2,062千円、5款、労働費へ70千円、6款、農林水産業費へ308千円、8款、土木費へ332千円、10款、教育費へ89千円をそれぞれ充当いたしております。19,280千円の不用額となっております。

なお、予備費の流用状況につきましては、監査委員から提出されております決算意見書——審査意見書ですね、33ページの別表3に記載をされておりますので、参考までにごらんいただければと思います。

以上の結果、一般会計の不用額、145ページの下のほうになりますけれども、183,056,026円となっております。

次に、議案第60号、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

150ページをごらんいただきたいと思います。

歳入合計でございますが、当初予算額2,040,155千円、補正予算額マイナス23,278千円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額114,600千円で、予算現額2,131,477千円でございます。これに対しまして、調定額が2,131,799,247円、収入済額は2,038,824,476円で、予算対比では95.65%、調定に対する収入割合は95.64%というふうになっております。不納欠損額34,343円、収入未済額は92,940,428円となっております。

不納欠損額と収入未済額の内訳について申し上げます。148ページをごらんいただきたいと思います。

1款、分担金及び負担金、1項1目1節、下水道費負担金でございますけれども、167件分で3,105,640円が収入未済額となっております。

2款、使用料及び手数料、1項1目1節の公共下水道使用料でございますけれども、不納欠損額として12件分で34,343円となっております。また、収入未済額として372件分で2,384,788円となっております。

149ページをごらんいただきたいと思います。

3款、国庫支出金、1項1目1節、公共下水道費国庫補助金46,050千円。

次に、150ページ、7款、市債、1項1目1節、公共下水道事業債41,400千円が繰越事業に係る未収特定財源でございます。

157ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。歳出では、支出済額2,034,074,476円で執行率95.43%、翌年度繰越額

が92,200千円で、浜新町汚水中継ポンプ場電気設備工事、納富分污水幹線及び準幹線管渠築造工事を平成21年度に繰り越したものでございます。不用額は5,202,524円となっております。

以上の結果、翌年度に繰り越す財源4,750千円を差し引きました実質収支額はゼロということになります。

次に、議案第61号、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計について御説明を申し上げます。161ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、収入済額14,811,889円となっておりますが、この主なものは地方債の償還財源として一般会計からの繰入金でございます。

162ページをごらんいただきたいと思います。

支出済額は14,811,889円で、旭九州株式会社の進出に伴い、工場団地内道路舗装工事に要した費用及び地方債の償還金とその主なものとなっております。

続きまして、議案第62号、国民健康保険特別会計について御説明を申し上げます。

172ページをお開き願いたいと思います。

歳入では、予算現額4,378,043千円、調定額4,279,451,216円に対し、収入済額は3,953,583,314円、収入率は92.39%となっております。不納欠損額は383件分の39,258,001円というふうになっております。収入未済額は3,100件分で286,609,901円となっております。

182ページをごらんいただきたいと思います。

歳出合計でございますけれども、予算現額4,378,043千円に対しまして、支出済額4,271,494,066円で執行率が97.57%、不用額として106,548,934円となっております。不用額の主なものといたしましては、2款、保険給付費に係る分でございます。

以上の結果、317,910,752円の歳入不足が生じておりまして、前年度に引き続き赤字決算というふうになっております。

なお、平成20年度の単年度収支では961,599円の黒字となっております。

次に、議案第63号、老人保健特別会計について申し上げます。

187ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますけれども、予算現額442,651千円に対しまして、調定額425,019,755円、収入済額424,954,394円であります。

189ページをごらんください。

歳出でございますが、予算現額442,651千円に対しまして、支出済額431,155,819円で執行率は97.4%、不用額は11,495,181円となっております。そのほとんどが2款、医療諸費に係る分でございます。

以上の結果、歳入歳出差し引き6,201,425円の赤字決算となっておりますけれども、この分につきましては、平成21年度におきまして支払基金及び国県等から財源の補てんがされる

ものでございます。

次に、議案第64号の後期高齢者医療特別会計の決算認定について申し上げます。

194ページをお開き願いたいと思います。

歳入では、予算現額332,300千円、調定額328,524,310円に対しまして、収入済額は327,525,113円、収入率は99.7%となっております。収入未済額は181件分で999,197円となっております。

197ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、予算現額332,300千円に対しまして、支出済額326,078,925円で執行率98.13%、不用額として6,221,075円となっておりますけれども、そのほとんどは2款、後期高齢者医療広域連合納付金の減というふうになっております。

最後に、198ページの議案第65号分ですけれども、給与管理特別会計につきましては給与事務の簡素化のために設けられております。したがって、一般会計、各特別会計との重複決算でございますので、説明は省略をさせていただきます。

また、決算書202ページ以降の実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計、各特別会計の決算認定につきまして、その概要の説明を申し上げましたけれども、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

それでは、議案第59号から議案第65号までの7議案を一括して質疑に入りますが、本7議案は決算審査特別委員会付託を予定しておりますので、あくまで総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑される場合は、一般会計、特別会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。ただいま審議中の議案第59号から議案第65号までの決算認定関係7議案については、委員会条例第6条の規定により、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号から議案第65号までの7議案については、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、松田義太君、松尾勝利君、松本末治君、光武学君、馬場勉君、森田和章君、徳村博紀君、福井正君、水頭喜弘君、中西裕司君、谷口良隆君、小池幸照君、松尾征子君、以上13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

午後 1 時 48 分 休憩

午後 2 時 8 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に小池幸照君、副委員長に中西裕司君、以上のとおり決定いたしました。

日程第 8 閉会中継続審査申出（請願第 2 号「玄海原子力発電所 3 号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願）

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第 8、閉会中継続審査申出の審議に入ります。

去る 9 月 15 日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました請願第 2 号「玄海原子力発電所 3 号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願については、鹿島市議会会議規則第 99 条の規定により、お手元に配付のとおり総務建設環境委員長から議長あてに閉会中の継続審査申出が提出されております。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長水頭喜弘君。

○総務建設環境委員長（水頭喜弘君）

それでは、総務建設環境委員会の報告をいたします。

去る平成 21 年 9 月 15 日の本会議において、本委員会に付託されました請願第 2 号「玄海原子力発電所 3 号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願については、9 月 18 日、請願者及び紹介議員の出席を求め委員会を開催し、請願者の説明を受け、質疑を行いました。

主なものといたしまして、システム違いと人の能力の問題がある。問題はソフト。安全基準がきちんとしていれば賄える。MOX の割合の問題、ウラン 70%、プルトニウム 30% からウラン 50%、プルトニウム 50% になる。燃焼問題は危険なのか。壁を五重ぐらいにするから

安心だと専門家は言っている。電気事業連合会が延期を決めた。どうして実施することになったのか。一昨年12月に公開討論会に参加した。賛成3名、反対3名の学者の話を聞いたが、わからなかった。判断するとき、なぜ危ないものを県議会がやることを決めたのか。プルサーマルに危険を感じている。内容を知らないといけないから話を聞きに行っているが、市民のプルサーマルへの関心度を高めるための資料を提供してはどうか。今の原発とMOXの事故の割合の比較は。その後、何点かの質疑があり、終了後、請願者に退席をいただき審査をいたしました。

その結果、重要案件につき諸般の検討と慎重審査を要するというので、賛成多数で継続審査をすることに決しました。

よって、鹿島市議会会議規則第99条の規定により、継続審査の申し出をするものでございます。

以上で委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま出されております請願書、委員会としては継続審査という結果が今報告をされました。

私は、継続審議に対して反対をするものです。なぜなら、今回出されている問題については、既に10月上旬にはプルサーマルが現実のものとなることが報道されています。ですから、これが継続審議ということになっても、それから結論を出したとしても時期的には問題として遅いこととなります。

既に玄海町においては原発が動いております。現在においても、地元住人や原発で働く人たちは被曝による白血病などの病気が発生していると聞いています。これに対しては、これまで地域の病院関係の人などが、この地域は遺伝性の病気であるということ言い続けられてきたようです。しかし、この件に関しては今日本だけでなく、カナダ、フランス、ドイツ、英国、日本、フランス、アメリカの原子力施設周辺の子供たちに、白血病の発生率が24%の上昇を示したという医療関係者の資料があることを私は知りました。これを見ると、原子力発電所施設の放射能の影響は無視できない大きな問題があると思います。

さて、プルサーマルです。

ことし6月、電気事業連合会がプルサーマル延期を決めました。これを玄海ではやるとい

うのです。冷えるまで数百年かかる危険な使用済みMOX燃料を、責任を持って管理できる人はいないと聞いています。ですから、ほかのところへ運び出すこともできない。そのため、そのまま玄海に置かれることになるでしょう。地域住民の人たちは、特に大切な海が汚染される、農産物がどうなるか心配だとこれまでも思ってきましたし、これからはもっと心配だと思っている方がたくさんいるわけです。ところが、口に出してなかなか言えないという状況。なぜでしょう。なぜなら、国は計画を進めるために、反対の声を抑えるため交付金や漁業補償などによって住民の口をふさいでいます。これは許せないことです。

国が押し進めてきた核燃料サイクルは、高速増殖炉もんじゅのナトリウム漏れなどトラブルが続き、六ヶ所村再処理工場ではガラス固化の行き詰まりで計画が破綻していると聞いています。これはもうだれもが承知のことです。

原発から出る核廃棄物は核兵器転用可能で、これを保有し続けることは周辺の国に対しても緊張を高めるだけだと思います。プルトニウムによらない安全なエネルギー政策、自然と共存できる再生可能な自然エネルギーへの転換を行うことが今急務だと思います。

私はこのような理由から、今回の継続審議には反対をしたい。時期的に今の段階で結論を出すべきだと思いますので、反対をします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私は、継続審査については反対をいたします。

なぜかと申しますと、先ほどの松尾議員の反対討論とは根拠が違います。私は今回、プルサーマルの計画については推進をしていくべきだというふうに思っております。と申しますのは、日本のエネルギー資源は非常に乏しいということがあります。石炭や石油、天然ガス等、自然には限りがあるということであります。

今回のプルサーマルによって、日本の経済の根幹となる電力の安定的な供給をする必要があるというふうに考えるわけであります。プルサーマルにとって、その安全性と申しますのは、先ほど松尾議員は核への転用があるというふうにおっしゃいましたが、MOX燃料のプルトニウムは純度が低く、核兵器をつくることは困難というふうに言われております。また、放射線の被害は大きくならないというふうに現在言われておるわけであります。

今回の放射線漏れ等の安全性の問題ではありますが、五重の扉で閉じ込める、水に溶けにくい、気体になりにくい、比重が大きい、そのような意味で安全性が確保されるものというふうに思っております。

また、地域の防災体制ではありますが、これは県、あるいは県を通じて地域の防災の問題については十分配慮をされておるというふうに考えるわけであります。

今回の継続審議については、私は利用が――松尾議員は10月初旬とおっしゃいましたが、

私は10月の中旬というふうに考えております。時期を逸しないように、この市議会が意見をはっきりとすべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。総務建設環境委員長からの申し出の請願第2号 「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願を閉会中の継続審査にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、総務建設環境委員長からの申し出の請願第2号 「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願については、申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時21分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏

会議録署名議員 4番 光 武 学

同 上 5番 馬 場 勉

同 上 6番 森 田 和 章